

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により令和 4 年 7 月 27 日に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 8 月 26 日

| | | |
|---------|----|-----|
| 岐阜県監査委員 | 林 | 幸広 |
| 岐阜県監査委員 | 国枝 | 慎太郎 |
| 岐阜県監査委員 | 鈴木 | 靖 |
| 岐阜県監査委員 | 長縄 | 直子 |
| 岐阜県監査委員 | 南 | 圭一 |

随時監査の結果

令和4年8月26日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査
(同条第5項に基づく随時監査として実施)

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和4年度を対象とした。

(2) 対象機関

- ① 農業経営課 (就農支援センター)
- ② 畜産研究所 (飛騨牛研究部、酪農研究部、養豚・養鶏研究部)

(3) 対象事務

生産物の出納管理

<主な監査項目>

- ・受払野帳、共用整理簿等の整理
- ・取得、処分に伴う出納管理、手続
- ・調定手続

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確に行われているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、事務局書記による予備監査を実地で行い、その後、監査委員による監査を書面で行った。なお、予備監査については、不正・不祥事の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ちの手法を用いて実施した。

- 事務局書記による予備監査 : 令和4年6月10日(金)((2)-②の機関)
: 令和4年6月13日(月)((2)-①の機関)
監査委員による監査(書面) : 令和4年7月27日(水)

5 監査の結果

上記により監査したところ、下の表のとおり農業経営課において1件の指導事項、畜産研究所において1件の指摘事項が見受けられたので、是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

| 機関名 | 区分 | 内容 |
|-------|------|---|
| 農業経営課 | 指導事項 | 生産物の処分事務において、専行処分をするに当たり必要な出納員及び収支等命令者の事前の承認を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。 |
| 畜産研究所 | 指摘事項 | 生産物の管理事務において、次のとおり不適正な事項が認められたため、速やかに措置されたい。 また、このほかにも「畜産研究所各研究部における動物及び生産製造品の会計事務処理要領」に基づき備える帳簿の記載不備や確認印漏れなどが散見されたため、同要領に定める手続き等について再度周知徹底さ |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>れ、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飛騨牛研究部における牛の処理について、生産により取得しているにもかかわらず、取得物品引継書が作成されておらず、担当者から所長に引継がれていないものがあった。 2 豚の処理について、生産しているにもかかわらず、取得物品引継書が作成されておらず、担当者から所長に引継がれていないものがあった。また、死亡しているにもかかわらず、動物供用整理簿に記載されていないものがあった。 3 食卵の処理について、担当者が出荷・売却及び廃棄等の処分をしたときは生産製造品処分調書により所長へ報告することとなっているが、それがされていなかった。 |
|--|--|--|

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項